

規則

鳥取県公報

昭和毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 事業協同組合または協同組合連合会の施設であつて中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八

十一号）第九条の二第一項第一号または第九条の九第一項第四号に掲げるも、商工組合または商工組合連合会の施設であつて中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第十七条

第二項第一号（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に掲げるものおよび環境衛生同業組

◆規則 正鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部改正

◆告示 牛その他の物品の移入禁止区域の指定

牛 みつばち、

ひな白痴の検査の実施

保険医療機関の指定

保険医の登録

土地の立入測量及び物件調査

換地計画の認可

◆公告 昭和三十四年度鳥取県職員採用試験

昭和三十四年度保母試験の合格者

◆雑報 鳥取県水産練製品製造業最低賃金の決定

00188

00187

| 鳥取県告示第五百三十五号 | | |
|---------------------------------------|-----------|--------|
| 実施月日 | 実施区域 | 実施場所 |
| 十月五日 | 八頭郡八東町安井 | 西尾武種鷄場 |
| 六日 | 智頭町篠坂 | 北山美樹雄 |
| 十二日 | 船岡町破岩 | 八藤収 |
| 十三日 | 八東町安井 | 歳岡孝展 |
| 十四日 | 船岡町福井 | 入江圭一 |
| 十五日 | 郡家町久能寺 | 垣田牛藏 |
| 十六日 | 智頭町智頭 | 白間清子 |
| 十九日 | 河原町袋河原 | 尾崎三男三 |
| | 布袋 | ク |
| | | |
| 一 実施の目的 | ひな白痴予防のため | 荻原伊三郎 |
| 二 實施の区域 別表のとおり | | 川上安蔵 |
| 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び同一構内で飼育する鶏 | | 田村隆資 |
| 四 實施の期日 別表のとおり | | 岡本健治 |
| 五 検査 ひな白痴急速診断法 | | 前島庄太郎 |
| | | 田中莊平 |
| | | 森本三郎 |
| 別表 | | |

合の施設であつて環境衛生關係營業の運営の適正化に關する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第八条第一項第六号に掲げるものの設置に要する資金の當該資金で知事がその設置に必要と認めた資金の二分の一以内

第七条第三項を次のように改める。

3 貸付金は、貸付対象物件の設置が完了し、かつ、貸付金に相当する額を越える額が支払われたときに貸し付ける。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の貸付金から適用する。

鳥取県告示第五百三十三号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一条の規定により、昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第三条の規定により、昭和三十四年十月九日からみつばちその他の物品の移入を禁止する区域として愛媛県を指定する。

昭和三十四年十月九日 鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百三十四号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一条の規定により、昭和三十四年十月九日から牛その他の物品の移入を禁止する区域として高知県を指定する。

昭和三十四年十月九日 鳥取県知事 石破二朗

四年十月九日から牛その他の物品の移入を禁止する区域として熊本県、広島県及び山口県を指定する。

昭和三十四年十月九日 鳥取県知事 石破二朗

公 告

昭和三十四年度鳥取県職員採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十四年十月九日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

一 試験の対象となる職

| 初級 | 上級 | | | | | 職種 | 採用予定員 |
|-------|------|------|------|-----|-----|----|-------|
| | 林業 | 農業 | 建築 | 土木 | 行政 | | |
| 一般事務業 | 約二十名 | 約五名 | 約五名 | 若干名 | 若干名 | 蚕糸 | 約五名 |
| 若干名 | 電気 | 農芸化学 | 農業土木 | 畜産 | 行政 | クク | 若干名 |
| | | | | | | | |

二 受験資格

男女の別を問いませんが、次の試験区分別の受験資格を必要とします。

- (1) 日本国籍を有しない者
 - (2) 禁治産者及び準禁治産者
 - (3) 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでには執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その处分の日から二年を経過しな者
 - (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法ま
- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を昭和三十五年三月三十一日までに卒業した者又は昭和三十五年三月三十一日までに卒業する見込の者（年令を聞いません。）
- (2) 同等と認めた者（前記(1)または(2)に該当する者と同等と認められた者）
- (3) 生れた者（学歴は聞いません。）
- (4) 前記(1)、(2)、(3)に掲げる者のほか、昭和七年四月二日から昭和十七年四月一日までに生れた者（学歴を聞いません。）
- (5) 学校教育法による短期大学を昭和三十二年三月以前に卒業した者で、昭和七年四月二日以後に生れた者（学歴を聞いません。）

三 第一次試験

1 方法

(上級)

試験については択一式及び記述式、初級試験については択一式により行います。
なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

上級試験については、教養試験と専門試験を大学卒

たはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

業程度において、初級試験については、一般事務職は教養試験と適性試験、その他の職については教養試験と専門試験を高等学校卒業程度において行います。

イ 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な適性試験を行います。

ロ 一般事務補助職員として必要な適性試験を行います。

ハ 専門試験 各職種に応じた専門的知識及び能

力を有するかどうかについて、上級による試験を行います。

八 専門試験

一般事務補助職員として必要な適性試験を行います。

イ 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な適性試験を行います。

ロ 一般事務補助職員として必要な適性試験を行います。

ハ 専門試験 各職種に応じた専門的知識及び能

力を有するかどうかについて、上級

| 畜産 | 林業 | 農業 | 建築 | 土木 | 行政 | 職種 | 分 | (上級) |
|----|----|-------|------|-------------------------|---|----|---|------|
| 利用 | 栽培 | 生物学 | 構造力学 | 力学 | 政治、経済、産業、労働等の社会事象の理解に必要な基礎知識、批判判断力、その他一般的な行政事務の遂行に必要な能力 | | | |
| 畜育 | 森林 | 昆虫学 | 建築構造 | 水理学、測量、土木材料、土木施工、都市計画等 | | | | |
| 種 | 森林 | 土壤肥料 | 建築設備 | 河川、港湾、発電、水力、道路、橋梁、都市計画等 | | | | |
| 等 | 森林 | 植物生理学 | 建築史 | 数学、力学、物理学、農業経済一般等 | 栽培学、構造力学、建築構造、建築法規、建築施工 | | | |
| | 森林 | 畜産各論 | 建築 | 農業経済一般等 | 生物学、農業経済一般等 | | | |
| | 森林 | 畜産各論 | 農業 | 農業経済一般等 | 栽培学、構造力学、建築構造、建築法規、建築施工 | | | |
| | 森林 | 畜産各論 | 建築 | 農業経済一般等 | 生物学、農業経済一般等 | | | |
| | 森林 | 畜産各論 | 土木 | 農業経済一般等 | 栽培学、構造力学、建築構造、建築法規、建築施工 | | | |
| | 森林 | 畜産各論 | 行政 | 農業経済一般等 | 生物学、農業経済一般等 | | | |
| | 森林 | 畜産各論 | 行政 | 農業経済一般等 | 栽培学、構造力学、建築構造、建築法規、建築施工 | | | |
| | 森林 | 畜産各論 | 行政 | 農業経済一般等 | 生物学、農業経済一般等 | | | |

1 申込用紙の請求
申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封して下さい。切手のないものは送付いたしません。

2 採用候補者名簿の効力は原則として一年間です。
3 給与は原則として、上級試験合格者は給料月額九、二〇〇円（一〇、六八〇円になる見込）（行政職給料表五等級四号給）、初級試験合格者は給料月額六、三〇〇円（七、〇四〇円になる見込）（行政職給料表六等級二号給）を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

4 受験手続及び受付期間
申込用紙の請求

| | |
|------|--|
| 水産 | 水産生物学、水産海洋学、水産化学、水産資源学、漁撈学、水産利用学、水産増殖学、漁政等 |
| 蚕糸 | 蚕種学、育蚕学、応用昆蟲学、蚕桑病理学、蚕糸学、製糸原料学、製糸學、繩糸物理学、繩糸化学、蚕糸経済学等 |
| 農芸化学 | 無機化学、有機化学、物理化学、分析化学、土壤学、肥料学、農業水理学、農業化学生物学、農業造構、農地造成、材料および施工等 |
| 農業土木 | 農業水利、農業構造、農業經濟学、農業經濟、農業機械、農業一般、農業経済学、農業土木、農業加工等 |
| (初級) | 数学、物理学、農業物理学、農業化学生物学、農業製造学、農業工学、農業機械、農業土木、農業加工等 |
| 職種 分 | 電気 |
| | 所、送配電、電気計測、電気材料、電気機器、発電電 |
| | 林業 |
| | 林業經濟、林業生產、森林土木、林產加工等 |
| | 野 |

- 1 方法
口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行います。
- 2 日時、場所
昭和三十四年十一月二十二日（日）に鳥取市及び米子市において行います。時刻及び試験場は受験票交付の際お知らせします。
- 3 第一次試験合格者の発表
昭和三十四年十二月十一日（金）県庁前に掲示する

- 4 第二次試験
第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。
- 1 方法
口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行います。
- 2 日時、場所
昭和三十四年十二月中旬鳥取市において行いますが、務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。
- 3 身体検査
胸部疾患の有無に重点を置いて職業検査を行います。
- 4 身上調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。
- 5 最終合格者の発表
昭和三十五年一月中旬県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。
- 6 合格から採用まで
昭和三十五年一月中旬鳥取市において行いますが、一次試験合格者に通知します。
- 7 その他
この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会して下さい。
- 8 その他
合格者は、次のとおりである。
- 9 昭和三十四年十月九日

全科目合格者

鳥取県知事 石破二朗
鳥取県水産煉製品製造業最低賃金

| | | |
|-------|-------|-------|
| 須田 美子 | 三谷 信子 | 土井登紀子 |
| 岩田 花江 | 田中 京子 | 福原加年子 |
| 長森 玲子 | 安東 公子 | 井上美作子 |
| 浦上 淑恵 | 平島 陽子 | 山田 柳子 |
| 日下 初江 | 河本 玲子 | 宮崎 妙子 |
| 森本さよ子 | 福吉 玉江 | 国本 露子 |
| 池田 ユキ | | |

雑報

最低賃金法第九条第一項の規定に基き鳥取県水産煉製品製造業最低賃金を次のように決定したので、同法第十七条第一項及び同法施行規則第十二条の規定により公示する。

昭和三十四年十月九日

鳥取労働基準局長 鳩川富得

発行日 火、金
印刷所 取扱者 鳥取県鳥取市東町取扱所
鳥取市東町取扱所

昭和四年四月十五日第三回認可

発行日 火、金

一 適用する使用者

昭和三十四年九月十四日申請代表者鳥取県煉製品水産加工業協同組合長中島邦美より申請のあつた同協同組合の組合員の間における賃金の最低額に関する業者間協定の同日現在の当事者である使用者

二 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

三 前号の労働者にかかる最低賃金額

時給

二二円